

令和6年度 特別徴収関係書類つづり

目次

| | |
|---------------------|-----|
| ○ 明石市提出用の宛名シール | 1 頁 |
| ○ 特別徴収について | 1 頁 |
| ○ 異動届出書の記入例 | 3 頁 |
| ○ 退職所得について | 6 頁 |
| ○ eLTAX（エルタックス）のご案内 | 8 頁 |

◎特別徴収事務に関する「よくある質問」は、[明石市 市民税](#) [検索](#)



【各種様式】

| | |
|-------------------------------------|------|
| 異動届出書★ | 9 頁 |
| 特別徴収切替申請書★ | 10 頁 |
| 所在地・名称変更届出書★ | 11 頁 |
| 退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収税額納入内訳書★ | 12 頁 |
| 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額納入申告書（個人事業主用）★ | 13 頁 |
| 特別徴収納入書の予備用紙 | 14 頁 |
| 郵便局指定通知書 | 17 頁 |

★印の様式は、明石市ホームページからダウンロード頂けます。

(<https://www.city.akashi.lg.jp/>)

ホーム > 申請書ダウンロード > 総務局 > 市民税課 [明石市 申請書](#) [検索](#)

給与（経理）担当の方へのお願い

従業員の方の個人情報を守る観点から、税額決定通知書（納税義務者用）について、圧着して内容を秘匿した状態で送付しています。

税額決定通知書（納税義務者用）は従業員3名分が1枚につながった状態となっています。お手数をおかけしますが配付の際は、1名ずつ切り離し、圧着部分をはがさず従業員の方にお渡しください。

お問い合わせ

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所

（市町村コード 282031）

| | |
|---------------------|--------------------|
| 特別徴収の課税内容、納期の特例のご相談 | 市民税課 (078)918-5013 |
| 過誤納金の還付・充当 | 税制課 (078)918-5072 |
| 納入のご相談 | 納税課 (078)918-5016 |

※連絡時は必ず指定番号をお知らせください。

特別徴収事務取扱いの要点

1. 特別徴収の方法と納入期限について

特別徴収税額は6月から翌年5月までの12回に分割していますので、給与の支払をする際、毎月徴収して翌月の10日までに納入してください。

2. 同封書類について

(1) 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収義務者において保管してください。

(2) 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

それぞれの納税義務者へ圧着部分をはがさずに交付してください。

(3) 特別徴収納入書

「納入書不要」と届出された事業所へは送付していませんので、必要な場合はご連絡ください。14～16ページに納入書予備用紙3枚をとじ込んでいます。

3. 「異動届出書」に基づく「特別徴収税額の決定・変更通知書」の送付について

(1) 年度当初（5月中旬）送付の通知書

4月中旬受付分までの異動届出書を処理しています。

(2) 6月上旬送付の通知書

4月中旬から5月中旬受付分までの異動届出書を処理しています。

(3) 7月以降の各月上旬送付の通知書

各前月20日頃受付分までの異動届出書を処理しています。

4. 納税義務者が退職や転勤した（在籍されていない方が含まれる）場合

9ページの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

5. 事業所の所在地や名称に変更があった場合

11ページの「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」を提出してください。

年度当初（5月中旬）送付の通知書については、4月中旬受付分までの変更届出書を処理しています。

6. 普通徴収の納税義務者が新たに特別徴収を希望した場合

10ページの「特別徴収切替申請書」を提出してください。

7. 退職手当等の支給により特別徴収税額が生じた場合

納入書裏面の「納入申告書」に必要事項をご記入いただくとともに、12ページの「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」を提出してください。

8. 取りまとめ指定金融機関について

明石市の取りまとめ指定金融機関は三井住友銀行明石支店です。